附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の失効に伴う経過措置）

第二条　法附則第四条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条第五項の規定（以下この条において「旧過疎自立促進法関係規定」という。）に基づく旧過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の規定は、この政令の施行の日以後も、旧過疎自立促進法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

（法の規定が準用される特定市町村等）

第三条　総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）及び同条に規定する特別特定市町村（以下「特別特定市町村」という。）を公示するものとする。

2　前項の規定により公示された特定市町村（特別特定市町村を除く。以下この条において同じ。）は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特定市町村を包括する都道府県は、法第七条第一項に規定する持続的発展方針（次項において「持続的発展方針」という。）及び法第九条第一項に規定する都道府県計画（次項から第五項までにおいて「都道府県計画」という。）に、特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。

3　第一項の規定により公示された特別特定市町村は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特別特定市町村を包括する都道府県は、持続的発展方針及び都道府県計画に、特別特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。

4　特定市町村が作成した市町村計画又は特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和八年度以前の年度の予算に係るもので令和九年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。

5　特別特定市町村が作成した市町村計画又は特別特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和十年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和九年度以前の年度の予算に係るもので令和十年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。

6　特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域（法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において令和九年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等（同条に規定する取得等をいう。同項において同じ。）をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和九年度以降も、法第二十四条の規定による当該特定市町村の基準財政収入額の算定については、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。

7　特別特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において令和十年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特別特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和十年度以降も、法第二十四条の規定を準用する。

第四条　総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域及び法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を公示するものとする。

2　前項の規定により公示された特定市町村の区域とみなされる区域（同項の規定により公示された特別特定市町村の区域とみなされる区域を除く。）を含む市町村については、当該市町村を特定市町村（特別特定市町村を除く。以下この項において同じ。）と、当該区域を特定市町村の区域とみなして前条第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。

3　第一項の規定により公示された特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村については、当該市町村を特別特定市町村と、当該区域を特別特定市町村の区域とみなして前条第三項、第五項及び第七項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「市町村計画」とあるのは、「特別特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。

4　法附則第五条（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により適用する場合に限る。）の規定により法第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する場合においては、法第十二条から第十四条まで、第二十三条及び第二十四条の規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。

5　法附則第五条（法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により適用する場合に限る。）の規定により法第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する場合においては、法第十二条から第十四条まで、第二十三条及び第二十四条の規定中「市町村計画」とあるのは、「特別特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。

（土地改良法施行令の一部改正）

第五条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第十二項の表中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、特定市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項及び第四項において同じ。）内において行う農業用道路の新設又は変更については、令和九年三月三十一日までの間（特別特定市町村（同法附則第五条に規定する特別特定市町村をいう。以下同じ。）の区域（同法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項及び第四項において同じ。）内において行うものにあつては、令和十年三月三十一日までの間）は、第五十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。

4　特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間にその工事に着手した附則第三条第一項に規定する土地改良事業であつて次の表の第一欄に掲げるもの（同表の第二欄に掲げる区域内において行うものに限る。）についての令和八年度（特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度）までの予算に係る国の補助に関する第七十八条第一項の規定の適用については、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲げる規定中の字句で同表の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。